厚生労働大臣 武見 敬三殿

一般社団法人 全日本難聴者·中途失聴者団体連合会 理事長 宿谷 辰夫 特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会 理事長 山岡 千惠子

能登半島地震における難聴者・中途失聴者への支援・配慮に関する 緊急要望について

平素より難聴者・中途失聴者の福祉の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。 さてこのたびの能登半島地震において、多くの難聴者・中途失聴者が被災しました。

過去の震災においては被災された難聴者・中途失聴者が多くの困難を経験していることにより、 今回の震災においても特別かつ緊急の支援と配慮が必要とされています。

つきましては、被災された難聴者・中途失聴者への支援と配慮に関して、下記のことを要望いたします。

記

1.被災された難聴者・中途失聴者(障害者手帳の所持に関わらない)に関する実態把握を、自治体等を通じて緊急に行ってください。

災害に関する情報の多くは音声による発信および伝達がなされています。難聴者・中途失聴者は 音声による情報の取得が難しく、避難生活に関わるさまざまな情報を取得できていない可能性が あり、また自分のほうからも情報の伝達ができていない可能性があります。

そのような難聴者・中途失聴者の状況を確認し適切な支援に結びつけるために、自治体等は被災された難聴者・中途失聴者の状況の把握・調査を緊急に行ってください。

2. 被災された難聴者・中途失聴者に対し、補聴器や人工内耳の電池の提供・配布を行ってください。

難聴者・中途失聴者の多くは補聴器や人工内耳等の聴覚補償機器を使用して音声による情報 を取得していますが、これらの聴覚補償機器は電池の消耗が激しく、物資の流通が滞留している被 災地にあっては電池が不足する可能性があります。

この場合は重要な情報の取得に支障が生じることになるため、被災された難聴者・中途失聴者に対して速やかに補聴器や人工内耳の電池の提供を行ってください。

3. 被災された難聴者・中途失聴者の意思疎通支援のため、速やかに要約筆記者が派遣できる体制を整備してください。

難聴者・中途失聴者がさまざまな場面で意思疎通を行うにあたり、要約筆記者の介在が必要になることがあります。被災された難聴者・中途失聴者の求めがあれば、速やかに要約筆記者の派遣ができるよう体制の整備を図ってください。

4. 避難所における配慮について、文字や図を用いた情報提供を行ってください。

避難所において音声のみで情報の提供がなされると難聴者・中途失聴者の情報取得が困難になり、適切な支援を受けることができない可能性があります。ホワイトボードやさまざまな筆談用具を使用し、文字や図による視覚的な情報提供を行ってください。

5.被災された難聴者・中途失聴者に対する心のケアを実施してください。

周囲との意思疎通が難しく、また周囲から難聴・中途失聴に関する誤解を受けたりすると、ストレスが発生してメンタルが低下する可能性があります。被災された難聴者・中途失聴者が適切な心のケアを受けることができるように体制の整備を図ってください。

以上